

資料 1

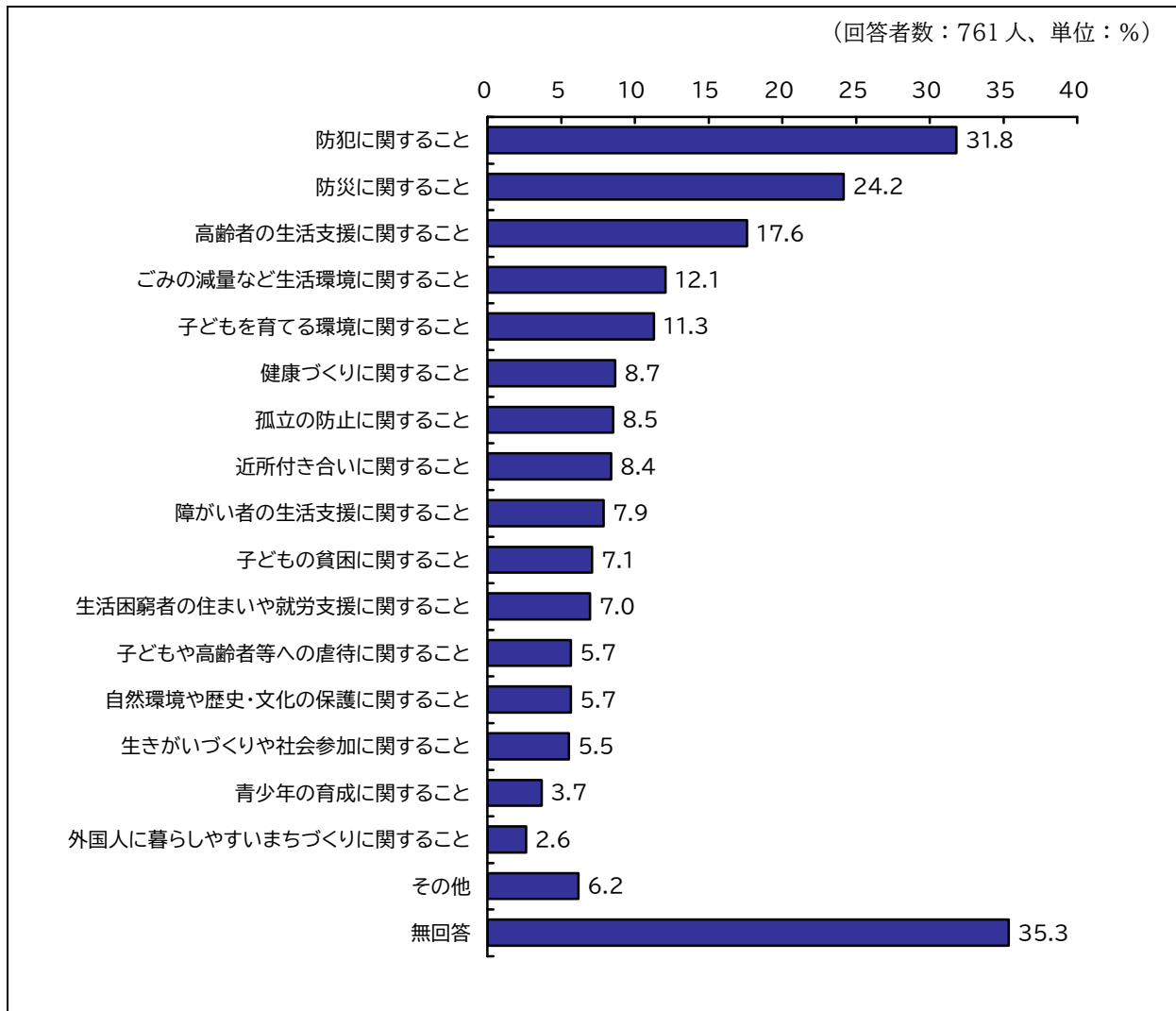
アンケート調査結果の主な内容

1 市民意識調査

(1) 地域について気がかりなこと（問23）

地域について気がかりなことについては、「防犯に関すること」が31.8%で最も多く、次いで「防災に関すること」が24.2%、「高齢者の生活支援に関すること」が17.6%で続いています。

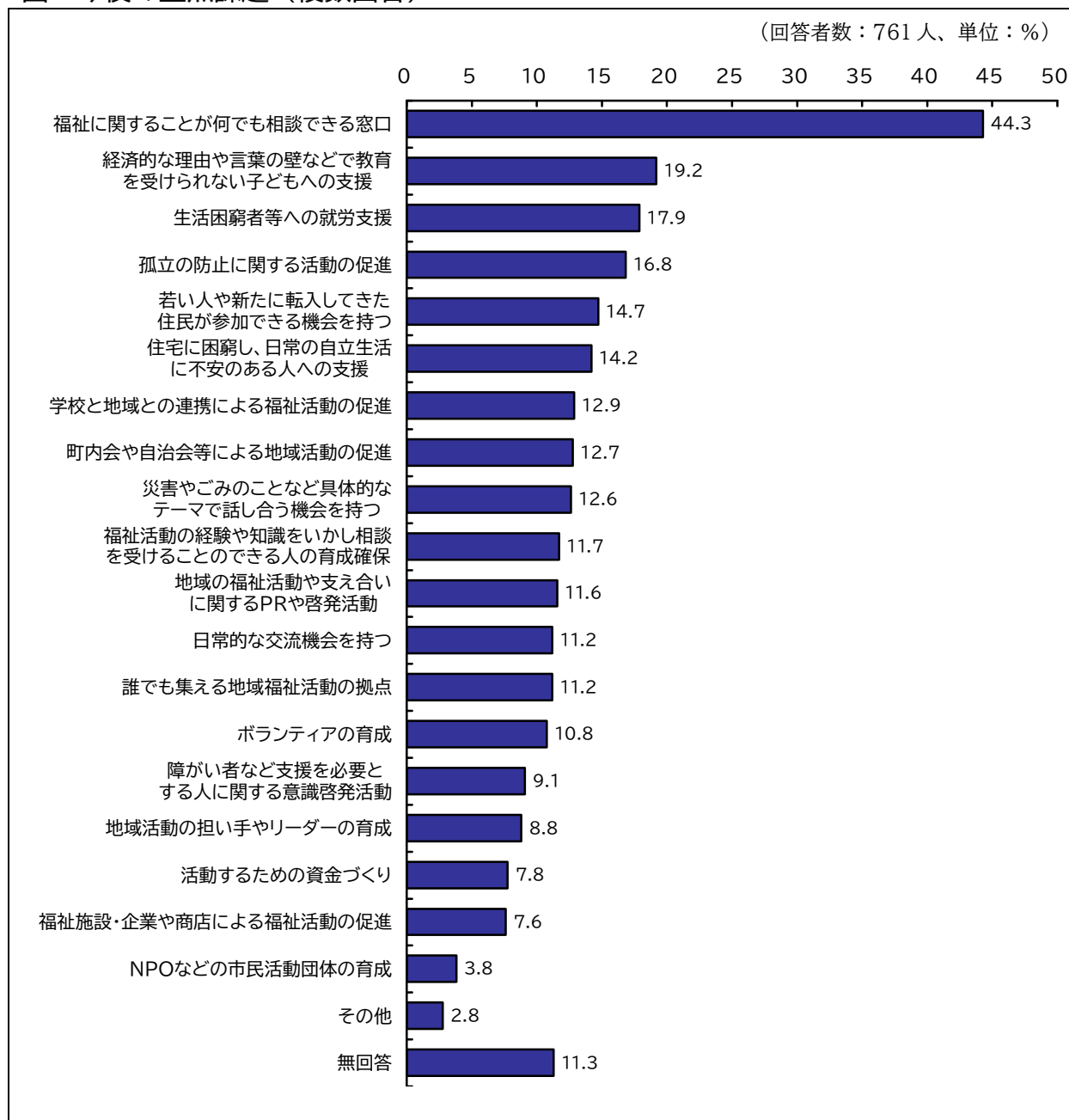
図 地域について気がかりなこと（複数回答）



(2) 今後の重点課題（問34）

今後の重点課題については、「福祉に関することが何でも相談できる窓口」が44.3%で突出して多く、次いで「経済的な理由や言葉の壁などで教育を受けられない子どもへの支援」が19.2%、「生活困窮者等への就労支援」が17.9%が続いています。

図 今後の重点課題（複数回答）

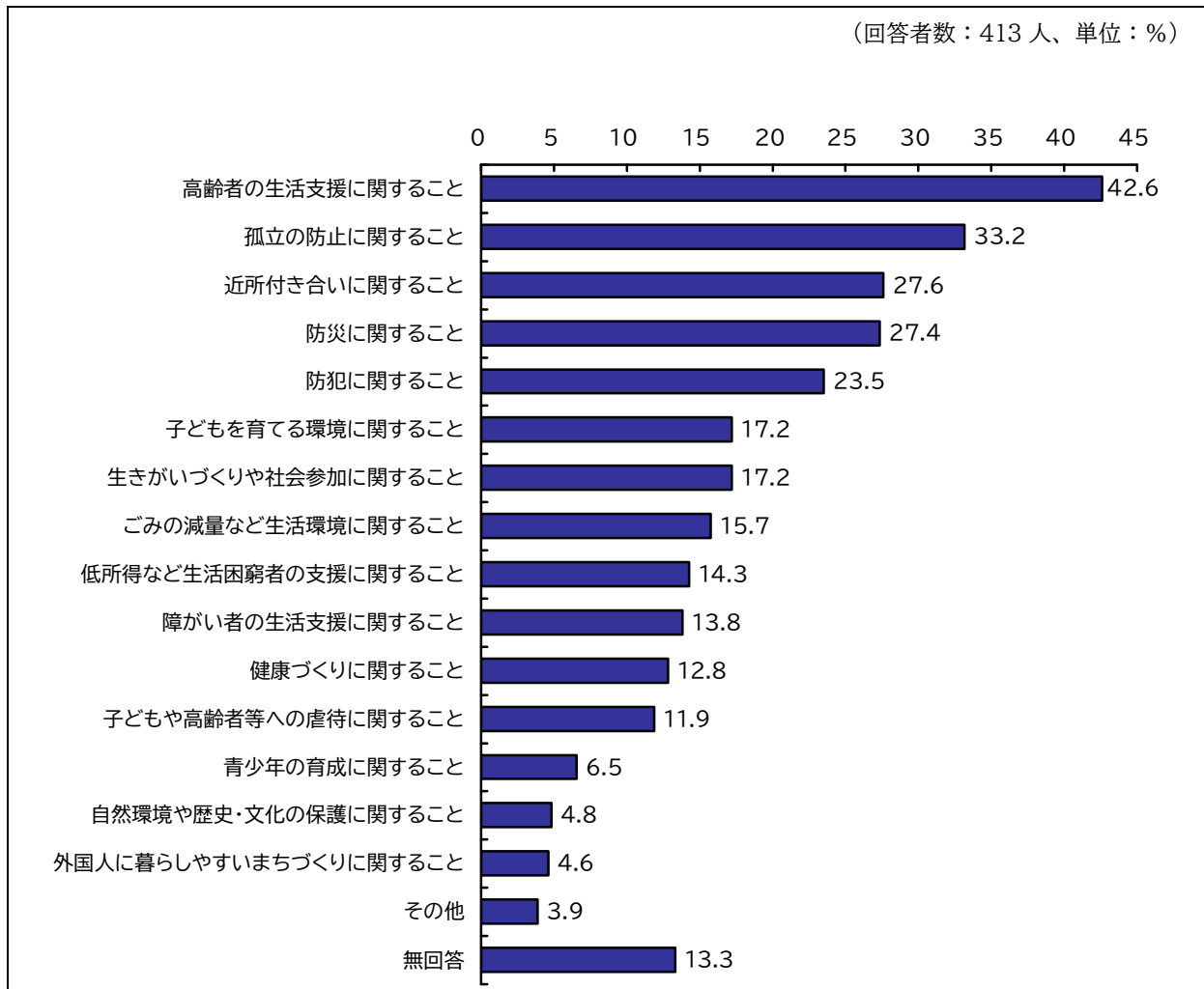


2 担い手調査

(1) 地域で気がかりなこと（問3）

地域で気がかりなことについては、「高齢者の生活支援に関すること」が42.6%で最も多く、次いで「孤立の防止に関すること」が33.2%、「近所付き合いに関すること」が27.6%、「防災に関すること」が27.4%が続いています。

図 地域で気がかりなこと（複数回答）

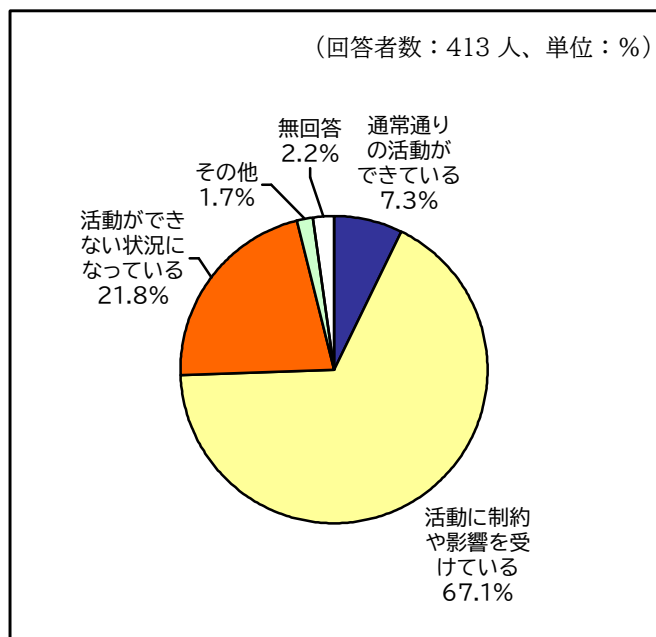


(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響 (問 4)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響については、「通常どおりの活動ができている」が7.3%となっています。

一方、「活動に制約や影響を受けている」が67.1%、「活動ができない状況になっている」が21.8%であり、これらを合わせると88.9%が“影響を受けている・活動できない”と回答しています。

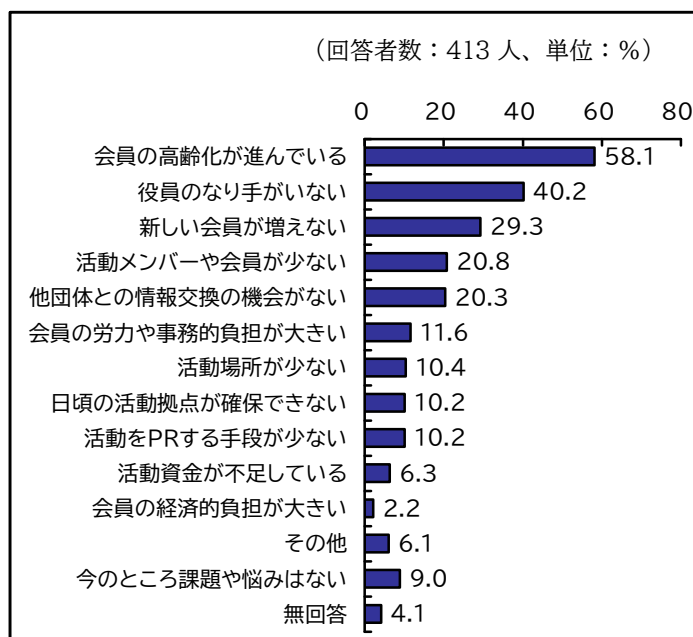
図 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響



(3) 活動の中で感じているコロナ禍以外の問題点 (問 6)

活動の中で感じている問題点については、「会員の高齢化が進んでいる」が58.1%で最も多く、次いで「役員のなり手がいない」が40.2%、「新しい会員が増えない」が29.3%で続いています。

図 活動の中で感じているコロナ禍以外の問題点 (複数回答)



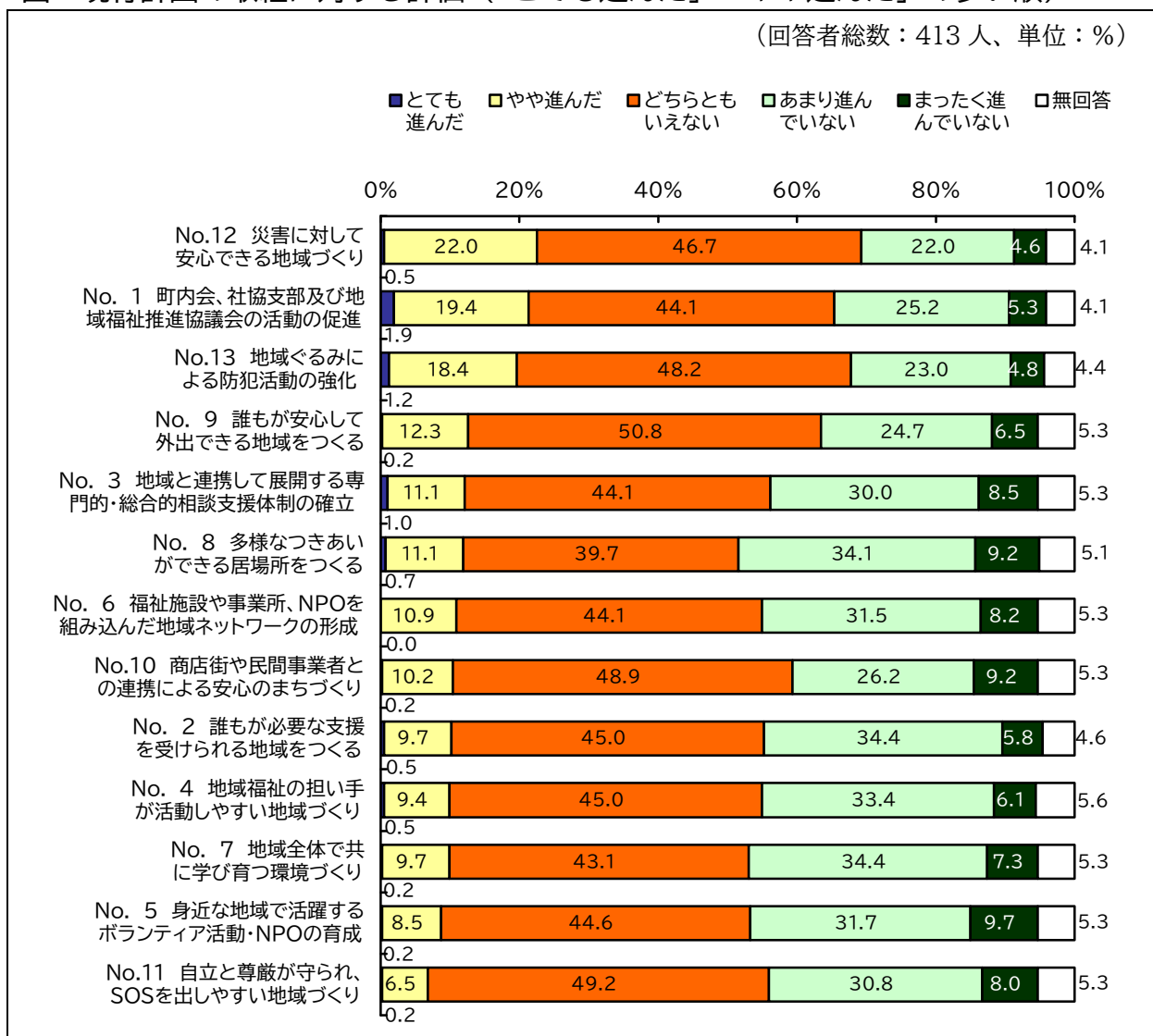
(4) 第3次計画の評価(問9)

担い手調査の「第3次計画の評価(問9)」では、第3次計画に掲げられたNo.1～No.13の取組についてそれぞれ評価をしていただきました。

その結果から「とても進んだ」と「やや進んだ」を合わせた割合をみると、「No.12 災害に対して安心できる地域づくり」、「No.1 町内会、社協支部及び地域福祉推進協議会の活動の促進」、「No.13 地域ぐるみによる防犯活動の強化」などは評価が比較的高い項目となっています。

ただし、全ての項目で「とても進んだ」・「やや進んだ」の割合よりも「あまり進んでいない」・「まったく進んでいない」の割合の方が高く、全体的に“進んでいない”という評価となっています。

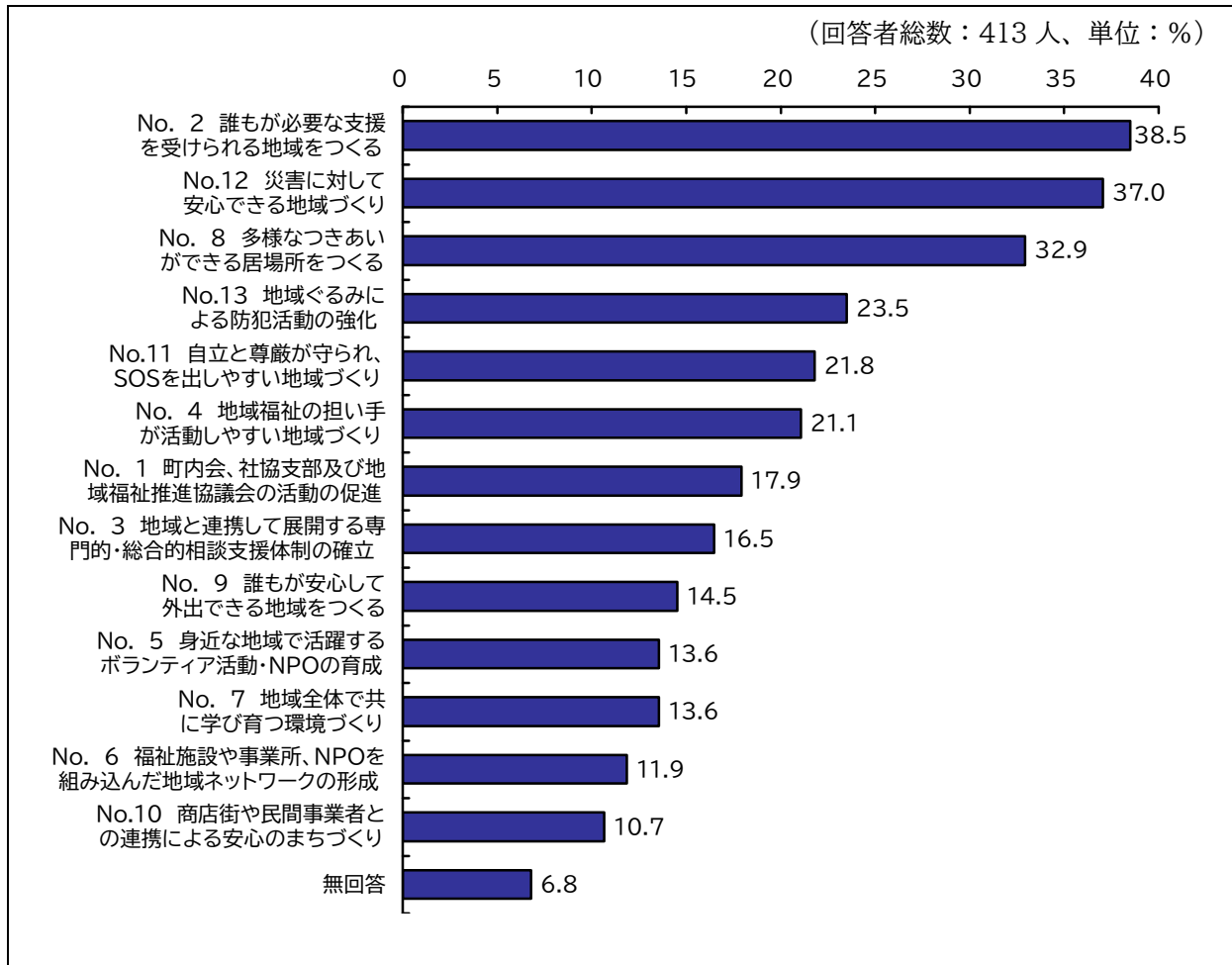
図 現行計画の取組に対する評価(「とても進んだ」・「やや進んだ」の多い順)



(5) 今後推進すべき施策（問10）

担い手調査の「今後重点的に進めるべき施策（問10）」では、「No.2 誰もが必要な支援を受けられる地域をつくる」が38.5%で最も多く、次いで「No.12 災害に対して安心できる地域づくり」が37.0%、「No.8 多様なつきあいができる居場所をつくる」が32.9%で続いています。

図 担い手調査における今後推進すべき施策（複数回答）

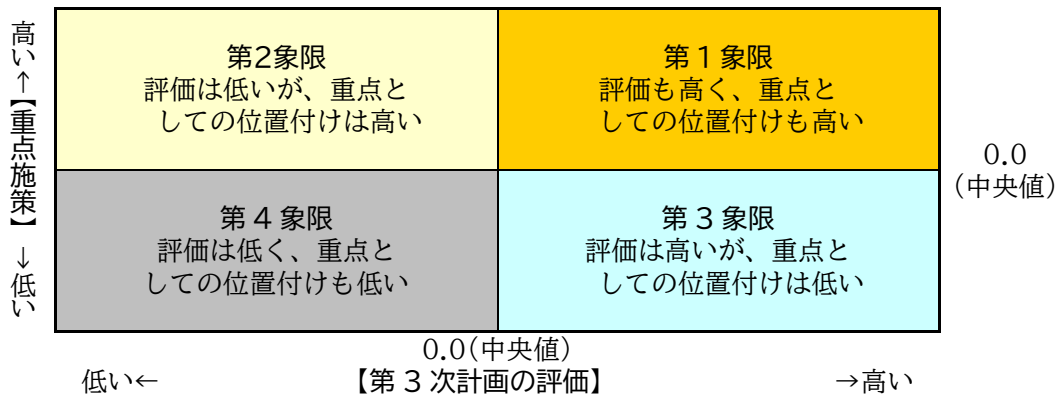


(6) 第3次計画の評価と今後の重点施策にかかる総合的な位置付け

担い手調査の「第3次計画の評価（問9）」の「とても進んだ」・「やや進んだ」を合わせた割合と、「今後重点的に進めるべき施策（問10）」の割合について、それぞれ項目全体の中央値※を差し引いた値を求め、散布図を作成しました。散布図は、今後の重点としての位置づけを軸に、次の4つの象限に区分できます。

表 項目全体の中央値と比較した4象限の考え方

| 区分 | 評価 | 重点 | 象限が示す意味 |
|------|----|----|----------------------|
| 第1象限 | 高い | 高い | 評価は高く、重点としての位置付けも高い |
| 第2象限 | 低い | | 評価は低いが、重点としての位置付けは高い |
| 第3象限 | 高い | 低い | 評価は高いが、重点としての位置付けは低い |
| 第4象限 | 低い | | 評価は低く、重点としての位置付けも低い |



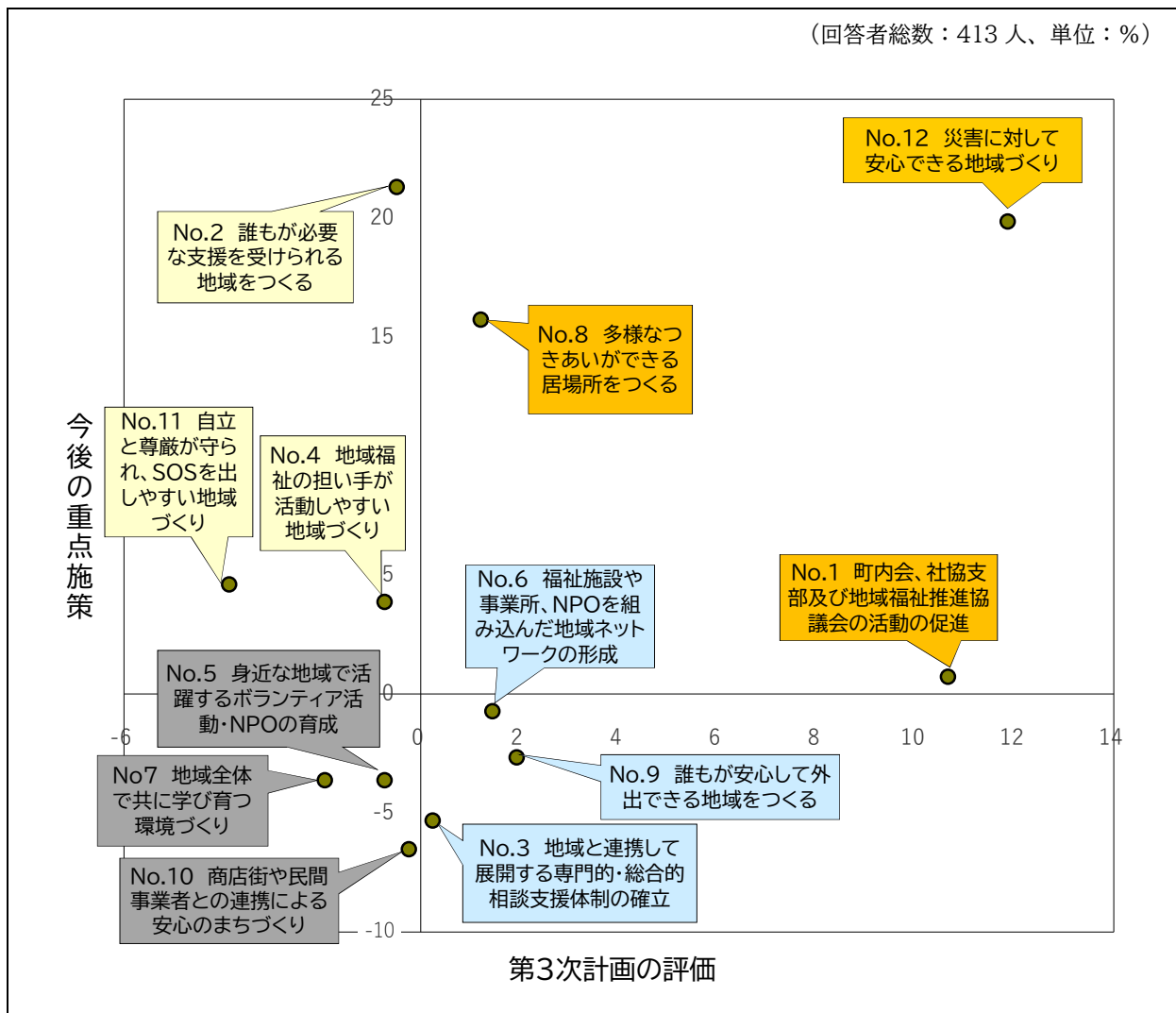
その結果、各象限には、それぞれ次の施策が位置付けられます。

| 区分 | 施策の項目 |
|------|---|
| 第1象限 | No.12 災害に対して安心できる地域づくり No.1 町内会、社協支部及び地域福祉推進協議会の活動の促進 No.8 多様なつきあいができる居場所をつくる |
| 第2象限 | No.2 誰もが必要な支援を受けられる地域をつくる No.4 地域福祉の担い手が活動しやすい地域づくり No.11 自立と尊厳が守られ、SOSを出しやすい地域づくり |
| 第3象限 | No.9 誰もが安心して外出できる地域をつくる No.3 地域と連携して展開する専門的・総合的相談支援体制の確立 No.6 福祉施設や事業所、NPOを組み込んだ地域ネットワークの形成 |
| 第4象限 | No.10 商店街や民間事業者との連携による安心のまちづくり No.7 地域全体で共に学び育つ環境づくり No.5 身近な地域で活躍するボランティア活動・NPOの育成 |

※各象限の中では、評価が高かった順に掲載しています。

※ 「中央値」とは母集団の分布の中央にくる値のことです。データの個数が奇数の時は真ん中の値を取りますが、偶数のときは真ん中の2つを加えて2で割った値となります。

図 第3次計画の評価と今後の重点施策（中央値を差し引いた割合）



資料1 アンケート調査結果の主な内容

資料 2

策定体制及び策定経過等

第1節 策定方法及び策定体制

1 計画策定の方法

この計画の策定に当たっては、新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会（125 ページの名簿参照。以下「推進委員会」という。）が計画の素案を検討するとともに、適宜成年後見制度及び更生保護の有識者から意見を聴取しました。

（1）第3次計画の評価

第3次計画の評価に当たっては、①新座市の地域福祉に関するアンケート調査、②市及び社会福祉協議会の取組に関する調票調査・ヒアリングを実施しました。

①新座市の地域福祉に関するアンケート調査

計画策定のための基礎資料を得るために実施しました（概略については10ページを参照）。

②市及び社会福祉協議会の取組にかかる調票調査・ヒアリング

第3次計画に掲載した取組に関連する事業について、各課に調票調査・ヒアリングを実施し、市及び社会福祉協議会による自己評価を実施した上で推進委員会で審議を行いました。

（2）パブリック・コメント手続条例に基づく意見募集

この計画の素案について、広く市民に公開し、意見を頂くため、新座市パブリック・コメント手続条例に基づく意見募集を行いました。

①募集期間

令和4年12月6日（火）～令和5年1月5日（木）

②提出者数・意見数

4人・29件

2 策定体制

新座市地域福祉計画推進委員会条例

平成 26 年 3 月 25 日

条例第 7 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定により策定する地域福祉計画（以下「計画」という。）を適正に推進するため、新座市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 市長の諮問に応じ、計画の策定について調査審議すること。
- (2) 計画の実施状況の把握及び評価に関すること。
- (3) 社会福祉法第 55 条の 2 第 4 項第 2 号に規定する地域公益事業についての意見に関すること。

(平 28 条例 16・全改、平 30 条例 7・一部改正)

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 16 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 地域福祉活動団体の代表者
- (2) 関係機関の代表者
- (3) 学識経験者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平 28 条例 16・全改)

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

資料2 策定体制及び策定経過等

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総合福祉部において処理する。

(平29条例28・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第16号)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日において新座市地域福祉計画推進委員会の委員である者の任期は、改正前の新座市地域福祉計画推進委員会条例第4条の規定にかかわらず、同日に満了する。

附 則(平成29年条例第28号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第7号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

社会福祉法人新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画 推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を適正に推進するため、新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 会長の諮問に応じ、計画の策定について調査審議すること。
- (2) 計画の実施状況の把握及び評価に関すること。
- (3) 社会福祉法第55条の2第4項第2号に規定する地域公益事業についての意見に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、会長が委嘱する。

- (1) 地域福祉活動団体の代表者
- (2) 関係機関の代表者
- (3) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

資料2 策定体制及び策定経過等

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画 推進委員会名簿

(任期：令和4年4月1日～令和6年3月31日)

順不同、敬称略

| | | | |
|-----------------------------|---|--------------------|--------------|
| 地域活動 団体等 関係者 (12名) | 新座市町内会連合会副会長 | ホンマ ケンエツ 本間 健悦 | |
| | 新座市老人クラブ連合会会長 | チバ シゲノブ 千葉 重信 | |
| | 新座市民生委員・児童委員協議会副会長 | セキネ ユミコ 関根 由美子 | R4.4.1～11.30 |
| | | ナカジマ サカエ 中島 栄 | R4.12.1～ |
| | 社会福祉法人新座市障害者を守る会理事長 | イシイ エイコ 石井 英子 | |
| | NPO 法人新座子育てネットワーク代表理事 | サカモト ジュンコ 坂本 純子 | |
| | 新座市社会福祉協議会ボランティア団体協議会会長 | アライ マサコ 荒井 マサ子 | R4.4.1～5.23 |
| | | サトウ キヌコ 佐藤 衣子 | R4.5.24～ |
| | 新座市東部第一地区地域福祉推進協議会副会長 | シミズ ユキコ 清水 由紀子 | |
| | 新座市東部第二地区地域福祉推進協議会会長 | ヨコヤマ ミノル 横山 稔 | |
| | 新座市西部地区地域福祉推進協議会会長 | スダ クニヒコ 須田 邦彦 | |
| | 新座市南部地区地域福祉推進協議会会長 | タカハシ ヤスコ 高橋 靖子 | 副委員長 |
| | 新座市北部第一地区地域福祉推進協議会会長 | ヤマダ ユキオ 山田 幸雄 | |
| 新座市北部第二地区地域福祉推進協議会副会長 | キムラ トシヒコ 木村 俊彦 | | |
| 関係機関 (2名) | 新座市西堀・新堀高齢者相談センターセンター長 | ヒロカワ ユウイチ 廣川 雄一 | |
| | 新座市商工会副会長 | ワカムラ カズオ 若村 和夫 | |
| 学識 経験者 (2名) | 元立教大学コミュニティ福祉学部長 公益財団法人社会福祉振興・試験センター理事長 | ハシモト マサアキ 橋本 正明 | 委員長 |
| | 十文字学園女子大学人間生活学部人間福祉学科教授 地域連携推進センター副センター長 | サトウ アキラ 佐藤 陽 | |

第2節 策定経過

| 赴 | 却廊 閃 孤 |
|--------------------------|---|
| 令和3年 11月24日 ～12月7日 | 「新座市の地域福祉に関するアンケート調査」実施 |
| 令和4年 5月25日 | <p>令和4年度第1回新座市地域福祉計画推進委員会及び新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会</p> <p>(1) 委員長及び副委員長の選出について (2) 第4次新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画、新座市成年後見制度利用促進基本計画、新座市再犯防止推進計画諮問 (3) 第4次新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画等の策定について (4) 第3次新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画に係る評価結果報告書について (5) 新座市の地域福祉に関するアンケート調査結果報告書について (6) 第4次新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画骨子について (7) 新座市成年後見制度利用促進基本計画骨子について (8) 新座市再犯防止推進計画骨子について</p> <p>〔配布資料〕</p> <p>① 新座市地域福祉計画推進委員会及び新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会 委員名簿 ② 第4次新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画等の策定について ③ 第3次新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画に係る評価結果報告書（案） ④ 新座市の地域福祉に関するアンケート調査結果報告書（案） ⑤ 新座市の地域福祉に関するアンケート調査に係る記入回答 ⑥ 第4次新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画骨子（案） 第3次計画からの主な変更点 ⑦ 第4次新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画骨子（案） ⑧ 成年後見制度利用促進基本計画骨子（案） ⑨ 再犯防止推進計画骨子（案） ⑩ 「第二期成年後見制度利用促進基本計画概要」抜粋</p> |
| 8月19日 | <p>令和4年度第2回新座市地域福祉計画推進委員会及び新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会</p> <p>(1) 第4次新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画素案について (2) 新座市成年後見制度利用促進基本計画素案について (3) 新座市再犯防止推進計画素案について</p> |

| 赴 | 却廊 閃 孤 |
|------------------------|---|
| | 〔配布資料〕 ① 第4次新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画素案 ② 新座市成年後見制度利用促進基本計画素案 ③ 新座市再犯防止推進計画素案 ④ 地域福祉圏域におけるネットワーク図 ⑤ 諮問書 |
| 11月9日 | 令和4年度第3回新座市地域福祉計画推進委員会及び新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会 (1) 第4次新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画素案について (2) 新座市成年後見制度利用促進基本計画素案について (3) 新座市再犯防止推進計画素案について 〔配布資料〕 ① 第4次新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画、新座市成年後見制度利用促進基本計画、新座市再犯防止推進計画素案（パブリック・コメント公表案） ② 成年後見制度利用促進基本計画素案 有識者・関係機関からの意見等及び意見等に対する成年後見制度推進室の考え |
| 12月6日 ～令和5年 1月5日 | パブリック・コメント手続条例に基づく意見募集 |
| 令和5年 2月8日 | 令和4年度第4回新座市地域福祉計画推進委員会及び新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会 (1) 第4次新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画、新座市成年後見制度利用促進基本計画、新座市再犯防止推進計画（素案）への意見等について (2) 第4次新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画、新座市成年後見制度利用促進基本計画、新座市再犯防止推進計画答申（案）について 〔配布資料〕 ① 第4次新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画、新座市成年後見制度利用促進基本計画、新座市再犯防止推進計画（素案）への意見等と意見等に対する考え方（案） ② 第4次新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画、新座市成年後見制度利用促進基本計画、新座市再犯防止推進計画答申（案） ③ 新座市地域福祉計画推進委員会及び新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会 委員名簿 |
| 2月14日 | 第4次新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画、新座市成年後見制度利用促進基本計画、新座市再犯防止推進計画答申 |

第3節 諮問・答申

1 諮問書

新福発第73号
新社協発第255号
令和4年5月25日

新座市地域福祉計画推進委員会
委員長 橋本 正明 様

新座市長 並 木 傑

社会福祉法人新座市社会福祉協議会
会長 小 川 清

第4次新座市地域福祉計画及び新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画、新座市成年後見制度利用促進基本計画並びに新座市再犯防止推進計画について（諮問）

本市では、平成29年3月に策定した「支え合い、つながり合い、安心があり、支え合いを支えるまち にいざ」を基本理念とする「第3次新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の推進を図ってまいりました。

一方、平成28年に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」及び「再犯の防止等の推進に関する法律」において、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画及び再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画の策定が求められているところです。

今後、成年後見制度の利用促進及び再犯防止の推進とともに、更なる地域福祉の推進のため、新たに令和5年度から令和9年度までを計画期間とする「第4次新座市地域福祉計画・新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画」、「新座市成年後見制度利用促進基本計画」及び「新座市再犯防止推進計画」を策定するに当たり、貴委員会の意見を求めます。

2 答申書

令和5年2月14日

新座市長 並 木 傑 様

社会福祉法人新座市社会福祉協議会

会長 小 川 清 様

新座市地域福祉計画推進委員会

委員長 橋本 正明

第4次新座市地域福祉計画及び新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画、新座市成年後見制度利用促進基本計画並びに新座市再犯防止推進計画について（答申）

令和4年5月25日付け新福発第73号及び新社協発第255号で諮問のあった標記の件について、当委員会における審議を重ねた結果、別紙の計画案のとおり答申します。

第4次
新座市地域福祉計画
新座市社会福祉協議会地域福祉活動計画
新座市成年後見制度利用促進基本計画
新座市再犯防止推進計画

令和5年3月

〔発行〕新座市／社会福祉法人 新座市社会福祉協議会

〔編集〕新座市総合福祉部福祉政策課

〒352-8623 埼玉県新座市野火止 1-1-1

Tel : 048-424-4693 (直通)

Fax : 048-477-1590

e-mail : fukushi@city.niiza.lg.jp

新座市いきいき健康部成年後見制度推進室

Tel : 048-423-2196 (直通)

Fax : 048-482-7725

e-mail : kouken@city.niiza.lg.jp

社会福祉法人 新座市社会福祉協議会地域福祉課

〒352-0011 埼玉県新座市野火止 1-9-63

Tel : 048-480-5705 (代表)

Fax : 048-481-3488

e-mail : chiikifukushi@niizashakyo.or.jp
